

議第 28 号

下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例について

下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

公務災害補償等の対象となるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額を規定するた  
め、当該条例の一部を改正するもの。

# 下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年下呂市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

## 【参考資料】

# 下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

公務災害補償等の対象となるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額を規定するため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

- (1) フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額の算出方法について、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額と規定します。

（第5条関係）

- (2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

（附則第1項関係）

- (3) この条例による改正後の公務災害補償等の適用は施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用します。

（附則第2項関係）